

申込児童氏名1	
申込児童氏名2	
申込児童氏名3	

## 放課後児童クラブ利用に関する確認(同意)書

以下の事項について確認(同意)のうえ、署名してください。

1. 必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されない事があります。
2. 提出書類の内容に虚偽があった場合は、決定等を取り消すことがあります。
3. 適正な利用管理のため、住民記録等の関係公簿を閲覧し、また調査を行うことがあります。
4. 市の関係部署及び利用が見込まれる施設に対しては、保育を行うために必要な個人情報の開示について同意します。
5. 感染症等により、保健所から市へ情報提供の依頼があった場合は、対策に必要な個人情報の開示について同意します。
6. 利用申込中又は利用中に申込みの内容に変更があった場合は、速やかに教育委員会文化と学びの課へ届け出てください。(児童・保護者の住所・氏名等が変更になる場合、保護者の勤務先が変更になる場合等)
7. 放課後児童クラブ登会後の児童クラブの活動外での外出及びその行き帰りについては放課後児童クラブの保育範囲外とし、放課後児童クラブの管理下を離れた児童の行動は保護者の責任、対応とします。
8. 放課後児童クラブの管理下を離れた児童の行動は、保険対象外となることに同意します。
9. 放課後児童クラブ運営に支障をきたすことがある場合には、入会承諾を解除することがあります。
10. 納付すべき負担金を正当な理由なく3ヶ月以上滞納した場合、納付の意思が無いものとし、入会承諾を解除します。そのうえで、放課後児童クラブ負担金が未納となった場合、当該児童に係る児童手当の受給に係る一切の権限を児童手当支給担当課の長へ委任し、当該児童分の放課後児童クラブ負担金未納分を差し引いて手当が支給されることに同意します。

### ※ 入会要件について

- 保護者が、就労のため、1週間のうち概ね3日以上、午後4時頃まで家庭にいないこと  
(長期休業中のみの利用の場合は正午頃)
- 保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること
- 保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を、常時介護していること
- 保護者が、大学・専門学校等へ通学中であること
- 勤務をされていない70歳未満の祖父母と同居されていないこと
- 勤務をされていない70歳未満の祖父母が隣地におられないこと

三次市長 様

以上確認(同意)のうえ署名します。

令和 年 月 日

保護者 (児童手当受給者) 氏名 \_\_\_\_\_

※自署で記入してください。

保護者 (上記の配偶者) 氏名 \_\_\_\_\_

※自署で記入してください。